

IV 学則・規程

Regulations

<Available in Japanese only>

(前 略)

第3章 大学院

第1節 大学院の目的等

(大学院の目的)

第53条 岡山大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的としたものは、専門職大学院とする。

(自己評価等)

第54条 大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び第57条から第59条までの規定による修士課程、博士課程又は専門職学位課程の目的並びに社会的使命を達成するため、教育研究等の状況について、大学院及び研究科ごとに自己評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、本学の職員以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

3 第1項の自己評価に加え、教育研究等の総合的な状況について、定期的に認証評価を受けるものとする。

4 前項に定めるもののほか、専門職学位課程にあつては、当該専門職学位課程の設置の目的に照らし、教員組織その他教育研究活動の状況について、定期的に認証評価を受けるものとする。

5 自己評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究活動等の状況等の公表)

第55条 大学院に係る教育研究活動等の状況等の公表については、第12条の規定を準用する。

第2節 大学院の構成

(研究科、専攻、課程及び講座等)

第56条 大学院に置く研究科及び専攻並びにその課程の別は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
教育学研究科	教育科学専攻	修士課程
	教職実践専攻	専門職学位課程
社会文化科学研究科	国際社会専攻，日本・アジア文化専攻，人間社会文化専攻，法政理論専攻，経済理論・政策専攻，組織経営専攻	博士課程 (前期2年)
	社会文化学専攻	博士課程 (後期3年)

環境生命自然科学研究科	環境生命自然科学専攻	博士課程 (前期2年)
	環境生命自然科学専攻	博士課程 (後期3年)
保健学研究科	保健学専攻	博士課程 (前期2年)
	保健学専攻	博士課程 (後期3年)
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻	修士課程
	薬科学専攻	博士課程 (前期2年)
	医歯薬学専攻	博士課程
	薬科学専攻	博士課程 (後期3年)
ヘルスシステム統合科学研究科	ヘルスシステム統合科学専攻	博士課程 (前期2年)
	ヘルスシステム統合科学専攻	博士課程 (後期3年)
法務研究科	法務専攻	専門職学位 課程

2 社会文化科学研究科，環境生命自然科学研究科，保健学研究科，医歯薬学総合研究科（医歯薬学専攻を除く。）及びヘルスシステム統合科学研究科の博士課程は，前期2年の博士課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の博士課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，これを修士課程として取り扱う。

3 法務研究科の課程は，第60条で定める法科大学院の課程とする。

4 教育学研究科の教職実践専攻の課程は，第60条の2で定める教職大学院の課程とする。

5 研究科に講座又はこれに代わる組織を置き，その種類その他必要な事項は，別に定める。

6 第1項から前項までに定めるもののほか，研究科に関し，必要な事項は，別に定める。（修士課程）

第57条 修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

（博士課程）

第58条 博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（専門職学位課程）

第59条 専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

（法科大学院の課程）

第60条 前条の専門職学位課程のうち，専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とす

る課程は、当該課程に関し、法科大学院の課程とする。

(教職大学院の課程)

第60条の2 第59条の専門職学位課程のうち、専ら幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする課程は、当該課程に関し、教職大学院の課程とする。

(兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の教育研究の実施)

第61条 兵庫教育大学大学院の連合学校教育学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学、兵庫教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学、滋賀大学及び岐阜大学が協力するものとする。

2 前項の連合学校教育学研究科に置かれる連合講座は、兵庫教育大学、上越教育大学、鳴門教育大学、滋賀大学及び岐阜大学の教員とともに、本学教育学研究科の教員が担当し、又は分担するものとする。

第3節 教員組織

(授業担当及び研究指導)

第62条 研究科の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。

2 研究科の研究指導は、教授又は准教授が担当するものとする。ただし、研究科において必要があると認めるときは、講師又は助教に担当又は分担させることができる。

(研究科長)

第63条 各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、その研究科に関する校務をつかさどる。

(副研究科長)

第64条 各研究科に、副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長は、研究科長の職務を助ける。

(専攻長)

第65条 各研究科の専攻に、専攻長を置くことができる。

2 専攻長は、その専攻に関する事項を整理する。

第4節 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(組織的な研修等)

第66条 大学院は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、研究科ごとに組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第5節 学生の定員等

(収容定員等)

第67条 研究科専攻別収容定員等は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

第4章 雑則

(学則の改廃)

第68条 この学則の改廃は、役員会の議を経て行う。

2 前項の役員会の審議に先立ち、法人の経営に関する部分については経営協議会において、法人の経営に関する部分を除く部分については教育研究評議会において審議を行うものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

(中 略)

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、改正前の同条同項に規定する自然科学研究科博士前期課程の数理物理学専攻、分子科学専攻、生物科学専攻、地球科学専攻、機械システム工学専攻、電子情報システム工学専攻、応用化学専攻、博士課程の地球惑星物質科学専攻、博士後期課程の数理物理学専攻、地球生命物質科学専攻、学際基礎科学専攻、産業創成工学専攻及び応用化学専攻は、それぞれ令和5年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、改正前の同条同項に規定する環境生命科学研究科博士前期課程の社会基盤環境学専攻、生命環境学専攻、資源循環学専攻、生物資源科学専攻、生物生産科学専攻、博士後期課程の環境科学専攻及び農生命科学専攻は、それぞれ令和5年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 4 改正後の第56条第1項の規定にかかわらず、改正前の同条同項に規定する医歯薬学総合研究科博士課程の生体制御科学専攻、病態制御科学専攻、機能再生・再建科学専攻、社会環境生命科学専攻は、それぞれ令和5年3月31日に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 5 前3項の規定により存続する研究科及び専攻における学生の教育に係る事項については、なお従前の例によるものとする。

別表第1 (第52条関係) (省 略)

別表第2 (第67条関係)

研究科名	専攻名	修士課程		前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程	
		博士前期課程 収容定員	入学定員	博士後期課程 収容定員	入学定員
教育学研究科	教育科学専攻 計	人	人	人	人
		74	37	—	—
		74	37	—	—
社会文化科学研究科	国際社会専攻	28	14	—	—
	日本・アジア文化専攻	24	12	—	—
	人間社会文化専攻	60	30	—	—
	法政理論専攻	30	15	—	—
	経済理論・政策専攻	12	6	—	—
	組織経営専攻	22	11	—	—
	社会文化学専攻	—	—	36	12
	計	176	88	36	12
		—	—	—	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
		—	—	—	—
		676	338	—	—
環境生命自然科学 学研究科	環境生命自然科学専攻 計	1002	501	288	96
		1002	501	288	96
保健学研究科	保健学専攻 計	52	26	30	10
		52	26	30	10
		—	—	—	—
医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻	40	20	—	—
	薬科学専攻	74	37	18	6
	医歯薬学専攻	—	—	512	128

	計			530	134
		114	57		
ヘルスシステム 統合科学研究科	ヘルスシステム統合 科学専攻	160	80	48	16
	計	160	80	48	16
合	計	1,578	789	932	268

別表第3（第67条関係）

研究科名	専攻名	法科大学院の課程	
		収容定員	入学定員
法務研究科		人	人
	法務専攻	72	24
	計	72	24
合	計	72	24

別表第4（第67条関係）

研究科名	専攻名	教職大学院の課程	
		収容定員	入学定員
教育学研究科		人	人
	教職実践専攻	90	45
	計	90	45
合	計	90	45

2. 岡山大学学則 Regulation of Okayama University

令和5年3月28日改正

第1章 学年，学期及び休業日

(学年)

第1条 学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

(学期)

第2条 1学年における授業期間を4学期に分ける。

2 前項の4学期のうち2つの学期の開始日は，それぞれ4月1日及び10月1日とし，他の2つの学期の開始日及び各学期の終了日は別に定める。

(休業日)

第3条 学年中定期休業日は，次のとおりとする。

一 土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

二 夏季休業 8月11日から9月30日まで
冬季休業 12月25日から翌年1月4日まで
春季休業 2月15日から3月31日まで

2 臨時休業日は，その都度学長が定める。

3 前2項の規定にかかわらず，必要がある場合には，休業日において授業を行うことがある。

第2章 修業年限，教育課程，履修方法等

(修業年限)

第4条

各学部の修業年限は，4年とする。ただし，医学部医学科，歯学部及び薬学部薬学科にあつては，6年とする。

(最長在学年限)

第5条 各学部学生の在学期間は，修業年限の2倍を超えることができない。

2 第25条及び第26条の規定により入学した学生の在学期間は，入学後の在学すべき年数の2倍の年数を超えることができない。

(教育課程の編成方針)

第6条 教育課程は，岡山大学（以下「本学」という。）及び学部の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し，体系的に編成するものとする。

2 本学及び学部の教育上の目的に関し，必要な事項は，別に定める。

(教育課程の編成方法等)

第7条 授業科目の区分は，次のとおりとする。

一 教養教育科目

- イ 知的理解科目
- ロ 言語科目
- ハ 実践知・感性科目
- ニ 汎用的技能と健康科目
- ホ 導入教育科目
- ヘ 高年次教養科目

二 専門教育科目

- イ 専門基礎科目
- ロ 専門科目

- 2 各学部は、個々の授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して教育課程を編成するものとする。
- 3 本学は、各学部が編成する教育課程のほか、学生が所属する学部及び学科又は課程の専攻に係る分野において学習した知識をさらに広い視野のもとで有効に活かせることのできる能力を養うための教育課程（以下「副専攻コース」という。）を開設することができるものとする。
- 4 本学は、各学部が編成する教育課程のほか、社会のグローバル化に対応して国又は地域で活躍する中核的人材を育成するための教育課程として、グローバル人材育成特別コースを開設する。
- 5 本学は、各学部が編成する教育課程のほか、特定分野又は特定課題に関する体系的な教育課程として、特定プログラムを開設することができるものとする。
- 6 副専攻コース、グローバル人材育成特別コース及び特定プログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

（グローバル・ディスカバリー・プログラム）

第7条の2 各学部（医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科を除く。）に、学生自らの課題提案型履修プログラムを核とし、特定の学問領域又は複数の学問領域にわたって学修することのできる教育課程として、岡山大学グローバル・ディスカバリー・プログラム（以下「プログラム」という。）を置くことができる。

- 2 プログラムの設置、運営、教育課程、学生の在籍に関する事項等に関し、必要な事項は、学長が定める。

（履修方法及び上限設定等）

第8条 第7条の区分により開設する授業科目、その単位数、履修方法等については、各学部の定めるところによる。

- 2 各学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。
- 3 各学部は、前項に定める単位を優れた成績をもって修得した学生については、次の1年間又は次学期に、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

（長期にわたる教育課程の履修）

第9条 各学部は、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（授業の方法）

第10条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 各学部は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第2項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 各学部は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 各学部は、大学設置基準第25条第4項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

（単位の計算方法）

第11条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする

内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術の分野における個人指導による実技については、各学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第12条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(単位の授与)

第13条 授業科目を履修した者に対しては、試験の成績又は研究報告の成果等を前条第2項の成績評価基準に照らして評価し、合格した者に単位を授与する。

2 単位修得の認定は、担当教員が行う。

(成績等の評価)

第13条の2 前条第1項の評価は、100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

2 前項の評価の評語は、90点以上を「A+」、80点から89点までを「A」、70点から79点までを「B」、60点から69点までを「C」及び59点以下を「F」とする。

3 前2項の規定にかかわらず、試験の成績又は研究報告の成果等を点数をもって評価することができない場合は、「修了」又は「認定」の評語をもって合格の評価とすることができる。

4 前3項に定めるもののほか、成績等の評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

(他学部における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が他の学部において開設する授業科目について修得した単位を、卒業の要件となる単位として認定することができる。

(大学院授業科目の履修)

第14条の2 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目を履修することができる。

2 大学院授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第15条 教育上有益と認めるときは、各学部は、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

3 第1項の規定は、休学期間中に他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において授業科目を履修した場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第16条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他大学設置基準第29条に基づき文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

2 前項の規定により授与することができる単位数は、前条の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第17条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に、大学若しくは外国の大学(外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。)又は短期大学若しくは外国の短期大学(外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第31条第1項に定める科目等履修生及び第2項に定める特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

3 前2項の規定により、修得したものとみなし、又は授与することのできる単位数は

,

転学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第15条及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第3章 入学、転学、留学、休学、退学、再入学、除籍及び復籍等

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、4月又は10月とする。

(入学の資格)

第19条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- 七 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 八 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者で、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 九 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学志願の手続）

第20条 入学志願者は、所定の手続きにより願出なければならない。

（入学者の選考）

第21条 入学志願者に対しては、学力試験等を行い、学部長の申出に基づき、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関し、必要な事項は、別に定める。

（入学の手続）

第22条 合格者は、所定の期日までに入学の手続をしなければならない。

2 入学の手続きに関し、必要な事項は、別に定める。

（入学の許可）

第23条 学長は、前条の入学の手続を経た者に対し、入学を許可する。

（入学の宣誓）

第24条 入学を許可された者は、別に定めるところにより宣誓しなければならない。

2 正当な事由なくして前項の宣誓を行わないときは、入学の許可を取消す。

（編入学）

第25条 編入学定員により、理学部又は工学部の第3年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、入学を許可する。

- 一 大学を卒業した者（外国の大学を卒業した者及び外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）を含む。次項、次条及び第26条において同じ。）
- 二 短期大学を卒業した者（外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）を含む。次条において同じ。）
- 三 高等専門学校を卒業した者
- 四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る）

- 。)
- 五 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者
- 六 その他本学において前4号に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者
- 2 編入学定員により、医学部医学科又は歯学部歯学科の第2年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とし、選考の上、入学を許可する。
- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 3 前2項の規定により編入学した者の在学すべき期間は、第4条に規定する修業年限から第2年次に編入学した者にあつては1年、第3年次に編入学した者にあつては2年を控除した年数とする。
- 第25条の2 前条に規定するもののほか、次の各号の一に該当する者で、本学の学部に編入学を志願するものがある場合は、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。
- 一 大学を卒業した者
- 二 短期大学を卒業した者
- 三 高等専門学校を卒業した者
- 四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
- 五 学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者
- 六 旧国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号）による国立養護教諭養成所を卒業した者
- 七 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条に規定する従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者
- 八 その他本学において第1号から第7号までに掲げる者と同等以上の学力があると認められた者
（学士入学）
- 第26条 次に掲げる者については、第21条の規定にかかわらず、別に選考の上、学士入学として入学を許可することができる。
- 一 本学の学部を卒業した者で更に他の学部又は同一学部の他の学科又は課程に入学を志願する者
- 二 他の大学を卒業した者で入学を志願する者
- 三 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者で入学を志願する者
- 2 前項の規定により入学した者の在学すべき期間は、2年以上とする。
（転学）
- 第27条 他の大学に在学している者、外国の大学に在学している者及び外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）で本学の学部に転入学を志願する者がある場合は、選考の上、入学を許可することができる。

2 本学学生が他の大学に転学を志願する場合の取扱いについて、必要な事項は、別に定める。

第28条 削除

(転学部等)

第29条 本学の学生で、本学の他の学部又は同一学部の他の学科・課程若しくは専攻に転学部又は転学科・課程若しくは転専攻（以下「転学部等」という。）を志願する者がある場合は、選考の上、転学部等を許可することがある。

2 新たに入学を志願する者の例によって本学の他の学部又は同一学部の他の学科・課程若しくは専攻に入学を志願する場合は、在学のままでよい。ただし、現に在学する学部長の許可書を、出願の際願書に添えなければならない。

(在学期間の通算)

第30条 第25条の2、第27条及び前条の規定により入学又は転学部等を許可された者の在学期間の通算については、その学部の認定により前学校、前学部、前学科・課程又は前専攻の在学期間以内においてその学部、学科・課程又は専攻に在学したものとみなすことができる。

2 第45条に規定する科目等履修生及び第62条第2項に規定する特別の課程履修生（いずれも大学の学生以外の者に限る。）が本学に入学した場合で、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して当該学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えてはならない。

3 前項の規定による修業年限の通算は、各学部の定めるところにより、科目等履修生及び特別の課程履修生として一定の単位を修得した者に対し、第17条第1項の規定により本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

(編入学等に対する準用)

第31条 第22条から第24条までの規定は、編入学、学士入学、転学及び再入学を許可された者に準用する。

(留学)

第32条 学部長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき学生が当該大学又は短期大学に留学することを認めることができる。

2 前項による留学の期間は、第4条に規定する修業年限に算入するものとする。

3 第15条第1項及び第16条第2項の規定は、学生が留学する場合について準用する。

(休学)

第33条 学生が疾病その他やむを得ない事由により、2月以上修学することができない場合は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて願書を提出し、学部長の許可を得て休学することができる。

2 前項による休学者でその事由が止むときは、休学期間中であっても学部長の許可を得て復学することができる。

3 学生が疾病のため修学することが適当でないと認める場合は、学部長は、学長の承認を得て、当該学生に対し休学を命ずることができる。

4 前項による休学者で休学期間内にその事由がなくなった者に対しては、学部長は、学長の承認を得て、ただちに復学させなければならない。

(休学期間)

第34条 休学期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある者に対しては、学部長は、2年以内の休学を許可することができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることはできない。

(休学期間の取扱い)

第35条 休学期間は、在学期間に算入しない。ただし、通算して3月以下の場合に限り、第39条に規定する卒業要件の期間に算入するものとする。

(願による退学)

第36条 学生が疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、所定の書式でその旨を学部長を通して学長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

2 学部長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、教授会の議を経て、当該学生に対して退学を勧告することができる。

(再入学)

第37条 前条の定めにより退学した者で再入学を願い出たものに対しては、審議の上、これを許可することがある。ただし、再入学を許可する場合は、原則として、再度原年次に入学させるものとする。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、学部長の申出により学長が除籍する。

一 死亡又は行方不明の者

二 疾病、学力劣等及びその他の事由により成業の見込みがないと認められた者

三 所定の在学期間を超えた者

四 入学料の免除を申請し、免除の不許可若しくは一部免除の許可になった者又は入学料の徴収猶予を申請した者で、それぞれ別に定める期日までに入学料を納入しないもの

五 当該年度の末日（当該年度の中途において所定の在学期間を超えることとなる場合にあつては、その超えることとなる日の前日）までに授業料を納入しない者

(復籍)

第38条の2 前条第5号に該当することにより除籍された者で、未納の授業料に相当する金額を納入して復籍を願い出たものに対しては、審議の上、これを許可することがある。

2 復籍の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

第4章 卒業及び学士の学位

(卒業の要件)

第39条 卒業の要件は、第4条に規定する修業年限以上在学し、124単位以上（医学部医学科及び歯学部にあつては、188単位以上。薬学部薬学科にあつては、186単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る20単位以上を含む。））を各学部の定めるところにより修得することとする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき124単位のうち、第10条第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、各学部において、124単位を超える単位数を卒業の要件としている場合は、第10条第1項の授業の方法によって64単位以上の修得がなされていれば、同条第2項の授業の方法により修得する単位数については、60単位を超えることができるものとする。

(卒業の認定)

第40条 前条に定める卒業の要件を満たした者については、学部長の申出に基づき、学長が卒業を認定する。

(早期卒業)

第41条 前条の規定にかかわらず、医学部医学科、歯学部及び薬学部薬学科の課程に在学する場合を除き、本学に3年以上在学し、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得した学生が、学校教育法第89条に規定する卒業（以下「早期卒業」という。）を希望する場合は、学長は、学部長の申出に基づき、卒業を認定することができる。ただし、早期卒業の認定を行う学部にあつては、その卒業認定の基準を定め、公表しておかなければならない。

2 本学に他の大学からの転入学、学士入学した者に係る早期卒業の必要在学年数については、学校教育法施行規則第149条の定めるところによる。ただし、転学、退学又は卒業した大学に入学した時期が平成12年4月1日前である者は、前項を適用しない。

(学士の学位)

第42条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

(規則への委任)

第43条 学士の学位授与に関し、必要な事項は、別に定める。

第5章 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生、委託生 及び外国人留学生

(聴講生)

第44条 学部所定の授業科目のうち、一又は複数の授業科目について聴講を志願する者があるときは、その学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、その学部において選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第45条 本学の学生以外の者で、学部等が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該授業科目を開設する学部等の授業、研究及び設備に妨げのない限り、その学部等において選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することができる。

2 前項の単位の授与については、第13条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学（短期大学及び高等専門学校並びに外国の大学及び短期大学を含む。）の学生で、学部等の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を認めることができる。

(専攻生)

第47条 本学において特定の専門事項について専攻を希望する者があるときは、その学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、その学部において選考の上、専攻生として入学を許可することがある。

(研究生)

第48条 本学において特定の事項について研究を希望する者があるときは、その学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、その学部において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 前項の規定は、資源植物科学研究所、惑星物質研究所、異分野基礎科学研究所及びグローバル人材育成院について準用する。

(委託生)

第49条 公の機関等からその所属職員につき、聴講科目若しくは研究事項を定め、又は研修について、委託の願い出があるときは、その学部の授業、研究及び設備に妨げのない限り、その学部において選考の上、委託生として入学を許可することがある。

(聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び委託生に関する規程)

第50条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び委託生に関し、必要な事項は、本学及び学部等の定めるところによる。

2 第48条第2項により受け入れる研究生については、資源植物科学研究所、惑星物質研究所、異分野基礎科学研究所及びグローバル人材育成院の定めるところによる。

(学部学生に関する規定の準用)

第51条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び委託生については、本章に定めるもののほか、学部学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生)

第52条 外国人で大学において教育を受ける目的を持って入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として許可することがある。

2 外国人留学生に関し、必要な事項は、別に定める。

第6章 授業料、入学料及び検定料

(授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法)

第53条 学部の学生の授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。

2 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び特別の課程履修生の授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。

(既納の授業料、入学料及び検定料)

第54条 既納の授業料、入学料及び検定料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納入していた者の申出により、これを返還する。

一 入学を許可するときに授業料を納入していた者が入学年度の前年度の3月31日(10月に入学する者にあつては入学年度の9月30日)までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

二 前半期(4月から9月をいう。)分授業料徴収の際、後半期(10月から3月までをいう。以下同じ。)分授業料を併せて納入していた者が後半期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合における後半期分授業料相当額

3 第1項の規定にかかわらず、入学者選抜において、出願書類等による選抜(以下「第一段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第二段階目の選抜」という。)を行う場合における検定料については、第一段階目の選抜で不合格となった者に対しては、当該者の申出により第二段階目の選抜に係る額に相当する額を返還するものとする。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第55条 入学料の納入が経済的理由により困難であると認められる者等については、本人の申請に基づき、別に定めるところにより、その入学料を免除又は徴収猶予することができる。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第56条 授業料の納入が経済的理由により困難であると認められ、かつ、学業優秀と

認められる者等については、別に定めるところにより、その授業料を免除又は徴収猶予することができる。

(検定料の免除)

第56条の2 検定料の納入が経済的理由により困難であると認められる者等については、本人の申請に基づき、別に定めるところにより、その検定料を免除することができる。

第7章 賞罰

(表彰)

第57条 学生で学術、課外活動及び性行が優秀であつて他の学生の範とする者があるときは、学部長の推薦により学長が表彰することがある。

2 表彰に関し、必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第58条 本学の諸規則に違背し、又は学生の本分に反する行為がある者は、所定の手続きを経て、学長又は学長の委任を受けた学部長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とし、必要な事項は別に定める。

(停学期間の取扱い)

第59条 停学期間は、在学期間に算入する。ただし、当該停学期間が通算して3月を超える場合は、第39条に規定する卒業要件の期間には、算入しないものとする。

第8章 学生寮

(学生寮)

第60条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮は、学長の監督に属する。

3 寄宿料の額及び徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。

4 学生寮に関し、必要な事項は、別に定める。

第9章 奨学金

(奨学制度)

第61条 本学に奨学制度を設ける。

2 前項の制度の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

第10章 履修証明書を交付する特別の課程

(特別の課程)

第62条 本学は、本学の学生以外の者を対象として、学校教育法第105条に規定する特別の課程(以下「特別の課程」という。)を編成することができる。

2 本学の学生以外の者で特別の課程を履修する者を特別の課程履修生という。

3 前項に規定する者に対し、単位を授与することができる。

4 特別の課程を修了した者には、単位の授与の有無に関わらず、修了の事実を証する証明書を交付する。

5 第1項から第4項に規定するほか、特別の課程に関し、必要な事項は、別に定める。

第11章 全学講義及び公開講座

(全学講義)

第63条 広く全学生の教養を高めるため、全学講義を開催する。

(公開講座)

第64条 社会人の教養を高め教育文化の向上に資するため、公開講座を開設する。

第12章 課外活動

(課外活動)

第65条 本学の課外活動に関し、必要な事項は、別に定める。

第13章 雑則

(学則の改廃)

第66条 この学則の改廃は、役員会の議を経て行う。

- 2 前項の役員会の審議に先立ち、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）の経営に関する部分については経営協議会において、法人の経営に関する部分を除く部分については教育研究評議会において審議を行うものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

(中 略)

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

第1章 標準修業年限, 学年, 学期及び休業日

(標準修業年限)

- 第1条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。
- 2 修士課程及び博士前期課程には、4年を超えて在学することができない。
- 第2条 前期及び後期の課程の区分を設けない博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）の標準修業年限は、4年とする。
- 2 一貫制博士課程には、8年を超えて在学することができない。
- 第3条 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。
- 2 博士後期課程には、6年を超えて在学することができない。
- 第3条の2 専門職学位課程のうち専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする課程（以下「法科大学院の課程」という。）の標準修業年限は、3年とする。
- 2 法科大学院の課程には、6年を超えて在学することができない。
- 第3条の3 専門職学位課程のうち、専ら幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする課程（以下「教職大学院の課程」という。）の標準修業年限は、2年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者で、教育上の必要があると認められるときは、1年以上2年未満の期間とすることができる。
- 3 教職大学院の課程には、4年を超えて在学することができない。
- (学年及び休業日)
- 第4条 学年及び休業日については、岡山大学学則（平成16年岡大学則第2号。以下「大学学則」という。）第1条及び第3条の規定を準用する。
- (学期)

- 第4条の2 1学年における授業期間を次の2期とする。
- 前期 4月1日から9月30日まで
- 後期 10月1日から翌年3月31日まで
- 2 法務研究科については、前項の規定にかかわらず前期及び後期の期間を学長の承認を得て変更することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、研究科において特別の必要があると認めるときは、学期を次のとおりとすることができる。
- 一 1学年における授業期間を4学期に分ける。
- 二 前号の4学期のうち2つの学期の開始日は、それぞれ4月1日及び10月1日とし、他の2つの学期の開始日及び各学期の終了日は別に定める。

第2章 教育方法等

(教育課程)

- 第4条の3 修士課程及び博士課程は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 専門職学位課程は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 3 修士課程、博士課程及び専門職学位課程の教育上の目的に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

- 第5条 修士課程及び博士課程の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。
- 2 専門職学位課程の教育は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行う等適切に配慮するものとする。
- (教育方法の特例)

- 第6条 研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 2 修士課程及び博士課程において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において研究指導を行うことができる。
(履修方法等)
- 第7条 各研究科における授業科目の内容及び単位数並びにこれらの履修方法は、各研究科において定める。
- 2 研究科において教育上必要と認めた場合には、前項とは別に、各研究科の定めるところにより、主専攻以外の分野の授業科目を体系的に履修させる副専攻コースを開設することができるものとする。この場合において、学長は、各研究科長が副専攻コースの修了を認定した者に対し、各研究科長からの申出に基づき、別に定める修了証書を授与するものとする。
- 3 本学は、各研究科が編成する教育課程のほか、特定分野又は特別課題に関する授業科目を体系的に履修させる教育課程として、特定プログラムを開設することができるものとし、必要な事項は、別に定める。
- 4 修士課程及び博士課程の研究指導の内容は、各研究科において定める。
(長期にわたる教育課程の履修)
- 第8条 各研究科は、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
(授業の方法)
- 第9条 授業の方法については、大学学則第10条の規定を準用する。
- 2 専門職学位課程においては、前項のほか事例研究、現地調査、双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答その他の適当な方法により授業を行うものとする。
- 第10条 削除
(単位の計算方法)
- 第11条 単位の計算方法については、大学学則第11条の規定を準用する。
- 第11条の2 削除
(成績評価基準等の明示等)
- 第11条の3 修士課程及び博士課程は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。
- 2 修士課程及び博士課程は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う。
- 第12条 専門職学位課程は、学生に対して、授業の方法及び内容、1年間の授業の計画をあらかじめ明示する。
- 2 専門職学位課程は、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行う。
(単位の授与)
- 第12条の2 授業科目を履修した者に対しては、試験の成績又は研究報告の成果等を第11条の3第2項及び前条第2項の成績評価基準に照らして評価し、合格した者に単位を授与する。
- 2 単位修得の認定は、担当教員が行う。
(成績等の評価)
- 第12条の3 前条第1項の評価については、大学学則第13条の2第1項から第3項までの規定を準用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、法務研究科における評価は、70点以上を合格、69点以下を不合格とし、評語は、90点以上を「A+」、85点から89点までを「A」、80点から84点までを「B+」、75点から79点までを「B」、70点から74点までを「C」及び69点以下を「不可」とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、成績等の評価等に関し、必要な事項は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修)

第13条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、研究科が別に定めるところにより、大学院の学生に他の大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により大学院の学生が修得した単位は、15単位を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により法科大学院の課程の学生が修得した単位は、30単位を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

4 前3項の規定は、学生(教職大学院の課程の学生を除く。)が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

5 第2項の規定にかかわらず、第1項の規定により教職大学院の課程の学生が修得した単位は、当該研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

6 前項の規定は、教職大学院の課程の学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(休学期間中の他の大学院における授業科目の履修)

第13条の2 前条の規定は、学生が休学期間中に他の大学院において授業科目を履修した場合について準用する。

(特別の課程における学修)

第13条の3

研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法(昭和22年法律第26号)第105条の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、同法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。)における学修を、本学大学院における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることのできる単位は、第13条第2項により修得した単位と合わせて15単位を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により法科大学院の課程の学生が修得した単位は、30単位を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

4 第2項の規定にかかわらず、第1項の規定により教職大学院の課程の学生が修得した単位は、当該研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

(入学前の既修得単位)

第14条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に岡山大学(以下「本学」という。)若しくは他の大学の大学院又は外国の大学院(外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修した場合を含む。)において履修した授業科目について修得した単

位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条により準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に定める科目等履修生，及び同条第2項に定める特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を，転学等の場合を除き，15単位を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず，法科大学院の課程においては，当該単位を第13条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（同条第3項ただし書きの規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず，教職大学院の課程においては，当該単位を第13条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

（他の大学院における授業科目の履修及び入学前の既修得単位の認定上限）

第14条の2 第13条第2項及び第13条の3第2項，前条第1項の規定により，課程修了の要件となる単位とみなすことができる単位数の上限は，合わせて20単位を超えないものとする。

（研究指導）

第15条 修士課程及び博士課程の各研究科において教育研究上有益と認めるときは，学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを当該大学又は研究所等との協議に基づき認めることができる。ただし，修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には，当該研究指導を受ける期間は，1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により学生が受けた研究指導は，課程修了の要件となる必要な研究指導とみなすことができる。

第3章 入学，進学，転学，留学，休学，退学及び除籍

（入学の時期）

第16条 入学の時期については，大学学則第18条の規定を準用する。

（入学資格）

第17条 修士課程，博士前期課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において，外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 五の二 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について，当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において，修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により，学士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

- 八 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者で、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 九 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 十 大学に3年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）で、大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- 2 前項第9号及び第10号に該当する者の認定に当たって必要な事項は、大学院において定め、個別の入学資格審査及び大学院が定める単位に関する事項は、適当な方法によりあらかじめ公表するものとする。
- 第18条 医学、歯学及び薬学を履修する一貫制博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学の課程を卒業した者
- 二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位（学位に付記する専攻分野の名称が医学、歯学又は獣医学に限る。）を授与された者
- 三 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学に限る。）を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学に限る。）を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学に限る。）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 五の二 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 文部科学大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）
- 七 学校教育法第102条第2項の規定により大学院（医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する一貫制博士課程に限る。）に入学した者で、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 八 大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学の課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 九 大学の医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修する課程に4年以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）で、大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- 2 前項第8号及び第9号に該当する者の認定に当たって必要な事項は、大学院において定め、個別の入学資格審査及び大学院が定める単位に関する事項は、適当な方法によりあらかじめ公表するものとする。
- 第19条 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 修士の学位を有する者又は専門職学位を有する者
- 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- 五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、
- 大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 七 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- 八 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 2 前項第8号に該当する者の認定に当たって必要な事項は、大学院において定め、個別の入学資格審査に関する事項は、適当な方法によりあらかじめ公表するものとする。
（入学志願の手續及び入学者の選考）
- 第20条 入学志願者の手續については、大学学則第20条の規定を準用する。
- 2 入学志願者に対しては、学力試験等を行い各教授会の議を経て学長が合格者を決定する。
（入学の手續）
- 第21条 合格者のとるべき手續については、大学学則第22条の規定を準用する。
（入学の許可及び入学の宣誓）
- 第22条 入学の許可及び入学の宣誓については、大学学則第23条及び第24条の規定を準用する。
（進学）
- 第23条 本学の修士課程又は博士前期課程を修了して、引き続き博士後期課程に進学を志願する者に対しては、選考の上、教授会の議を経て、進学を許可する。
（転学）
- 第24条 他の大学の大学院に在学している者、外国の大学院に在学している者及び外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学している者（学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学している者で本学の大学院の研究科に転入学を志願する者がある場合は、選考の上、入学を許可することができる。
- 2 本学の大学院の学生が他の大学の大学院に転学を志願する場合の取扱いについては、各研究科の定めるところによる。
（転研究科等）
- 第25条 本学の大学院の学生で、本学の大学院の他の研究科（第17条から第19条までに定める入学資格が同一の研究科に限る。）又は同一研究科の同一課程の他の専攻に転研究科又は転専攻（以下「転研究科等」という。）を志願する者がある場合は、法務研究科及び教育学研究科教職実践専攻への転研究科等を除き、選考の上、許可することができる。
- 2 新たに入学を志願する者の例によって本学の大学院の他の研究科又は同一研究科の同一課程の他の専攻に入学を志願する場合は、在学のままでよい。ただし、現に在学する研究科の研究科長の許可書を、出願の際願書に添えなければならない。
（在学期間の通算）
- 第26条 前2条の規定により転入学又は転研究科等を許可された者の在学期間の通算は、当該研究科の認定により前大学、前研究科又は前専攻の在学期間以内において当該研究科又は専攻に在学したものとみなすことができる。
（法科大学院の課程における在学期間の短縮）
- 第27条 法科大学院の課程を置く研究科は、法科大学院の課程において第14条第2項の規定により研究科に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項に定める入学資格を有した後、修得したものに限る。）を研究科において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により研究科の教育課程の一部を修得したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。
（教職大学院の課程における在学期間の短縮）

第27条の2 教職大学院の課程を置く研究科は、教職大学院の課程において第14条第3項の規定により研究科に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項に定める入学資格を有した後、修得したものに限る。）を研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により研究科の教育課程の一部を修得したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院の課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（法学既修者）

第28条 法科大学院の課程を置く研究科は、研究科が法科大学院の課程において必要とされている法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第36条の5第1項に規定する在学期間については、1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学し、同条同項に規定する単位については、30単位を超えない範囲で研究科が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- 2 前項の規定により法学既修者として在学したものとみなすことのできる期間は、第27条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により法学既修者として修得したものとみなすことのできる単位数（第1項ただし書きの規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）は、第13条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）及び第14条第2項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第13条第3項ただし書きの規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を限度として課程修了の要件となる単位とみなすことができる。

（留学）

第29条 研究科長は、教育研究上有益と認めるときは、外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関等（以下「外国の大学院等」という。）との協議に基づき大学院の学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることができる。

- 2 前項の留学した期間は、第1条、第2条又は第3条の標準修業年限に算入するものとする。
- 3 第13条及び第15条の規定は、大学院の学生が留学する場合について準用する。

（休学）

第30条 病気その他やむを得ない事由により引き続き2月以上修学できない者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて願書を提出し、研究科長の許可を得て休学することができる。

- 2 前項による休学者でその理由がなくなった者は、休学期間中であっても研究科長の許可を得て復学することができる。

第31条 病気その他の事由により修業が不相当と認められた者に対しては、研究科長の申し出に基づき、学長は、休学を命ずることができる。

- 2 前項による休学者で休学期間内にその事由がなくなった者に対しては、学長は、ただちに復学させなければならない。

（休学期間）

第32条 休学期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある者に対しては、研究科長は、2年以内の休学を許可することができる。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることはできない。

（休学期間の取扱い）

第33条 休学期間の取扱いについては、大学学則第35条の規定を準用する。

（退学及び除籍）

第34条 退学及び除籍については、大学学則第36条及び第38条の規定を準用する。

（再入学及び復籍）

第35条 再入学及び復籍については、大学学則第37条及び第38条の2の規定を準用する。

第4章 課程の修了及び学位

(修了要件)

- 第36条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上であって当該研究科において定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、大学院の行う学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という。）の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 博士前期課程の修了要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前項に規定する大学院の行う学位論文等の審査及び最終試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。
- 一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査
- 3 第14条第1項の規定により修士課程及び博士前期課程の課程修了の要件となる単位を修得したと認めるときは、その単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）数、修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で研究科が定める期間、在学したものとみなすことができる。ただし、当該課程には1年以上在学するものとする。
- 第36条の2 削除
- 第36条の3 医学、歯学及び薬学を履修する一貫制博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上であって当該研究科において定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、大学院の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 第14条第1項の規定により医学、歯学及び薬学を履修する一貫制博士課程の課程修了の要件となる単位を修得したと認めるときは、その単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）数、修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で研究科が定める期間、在学したものとみなすことができるものとする。
- 第36条の4 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、12単位以上であって当該研究科において定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、大学院の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の修士課程又は専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。
- 2 第36条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者（他の大学の大学院の当該課程を修了した者を含む。）の博士後期課程における在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に修士課程又は博士前期課程における在学期間（2年を限度とする。）を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。
- 第36条の5 法科大学院の課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、93単位以上であって当該研究科において定める単位を修得することとする。
- 2 教職大学院の課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、45単位以上であって当該研究科において定める単位（高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。）を修得することとする。
- 3 教職大学院の課程を置く研究科において教育上有益と認めるときは、教職大学院の課程において、研究科に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一

部を免除することができる。ただし、免除することのできる単位数は、第13条第5項及び第6項並びに第14条第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて当該研究科が修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(学位論文等及び最終試験)

第37条 最終試験は、学位論文等を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。

2 学位論文等の審査及び最終試験の合格・不合格は、教授会が決定し、その方法は、各研究科において定める。

3 前項の学位論文等の審査に当たって必要があるときは、当該教授会の議を経て、他の大学の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(学位)

第38条 修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 一貫制博士課程又は博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 専門職学位課程のうち法科大学院の課程を修了した者には、法務博士(専門職)の学位を授与する。

4 専門職学位課程のうち教職大学院の課程を修了した者には、教職修士(専門職)の学位を授与する。

(学位授与に関する規則)

第39条 学位授与に関する規則は、別に定める。

第5章 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び特別研究学生
(聴講生)

第40条 研究科所定の授業科目のうち、一又は複数の授業科目について聴講を志願する者があるときは、当該研究科の授業、研究及び設備に妨げのない限り、当該研究科において選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第41条 本学の大学院の学生以外の者で、各研究科が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該研究科の授業、研究及び設備に妨げのない限り、当該研究科において選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することができる。

(特別聴講学生)

第42条 他の大学の大学院又は外国の大学院等の学生で、本学の各研究科の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学又は外国の大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として履修を認めることができる。

(専攻生)

第43条 本学において特定の専門事項について専攻を希望する者があるときは、当該研究科の授業、研究及び設備に妨げのない限り、当該研究科において選考の上、専攻生とし入学を許可することができる。

(研究生)

第44条 各研究科において特定の事項について研究を希望する者があるときは、当該研究科の授業、研究及び設備に妨げのない限り、当該研究科において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第45条 他の大学の大学院又は外国の大学院等の学生で、本学の大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学又は外国の大学院等との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることができる。

(聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び特別研究学生に関する規定)

第46条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び特別研究学生に関する規定は、各研究科で定めるもののほか、学部学生の規定を準用する。

第6章 授業料、入学料及び検定料

(授業料、入学料及び検定料の額並びにその徴収方法)

第47条 大学院の学生の授業料，入学料及び検定料の額並びにその徴収方法に関し，必要な事項は，別に定める。

2 聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，専攻生，研究生，特別研究学生及び第50条第2項に定める特別の課程履修生の授業料，入学料及び検定料の額並びにその徴収方法は，別に定める。

(既納の授業料等の返還，入学料及び授業料の免除又は徴収猶予並びに検定料の免除)

第48条 既納の授業料等の返還，入学料及び授業料の免除又は徴収猶予並びに検定料の免除については，大学学則第54条から第56条の2までの規定を準用する。

第7章 賞罰

(表彰及び懲戒)

第49条 表彰及び懲戒については，大学学則第57条から第59条までの規定を準用する。

第8章 履修証明書を交付する特別の課程

(特別の課程)

第50条 各研究科は，本学の学生以外の者を対象として，学校教育法第105条に規定する特別の課程（以下「特別の課程」という。）を編成することができる。

2 本学の学生以外の者で特別の課程を履修する者（以下、「特別の課程履修生」という。）に対し，大学院入学資格を有する（学校教育法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる）者であるものに限り単位を授与することができる。

3 特別の課程を修了した者には，単位の授与の有無に関わらず，修了の事実を証する証明書を交付する。

4 第1項から第4項に規定するほか，特別の課程に関し，必要な事項は，別に定める。

第9章 雑則

(学則の改廃)

第51条 この学則の改廃は，役員会の議を経て行う。

2 前項の役員会の審議に先立ち，国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）の経営に関する部分については経営協議会において，法人の経営に関する部分を除く部分については教育研究協議会において審議を行うものとする。

附 則

1 この学則は，平成16年4月1日から施行する。

2 この学則に定めるもののほか，大学院学生に関し必要な事項は，大学学則及び岡山大学学部共通規程（平成16年岡大規程第72号）を準用する。この場合「学部長」，「学部」をそれぞれ「研究科長」，「研究科」と読み替えるものとする。

3 岡山大学学則等を廃止する規則（平成16年岡大規則第1号）第1条の規定により廃止される岡山大学大学院学則（以下「旧大学院学則」という。）の規定により大学院に入学した者に係る標準修業年限及び教育方法等並びに課程の修了及び学位については，旧大学院学則の例による。

(中略)

附 則

この学則は，令和5年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、岡山大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士並びに専門職学位のうちの法務博士（専門職）及び教職修士（専門職）とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与するものとする。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、一貫制博士課程（医学、歯学及び薬学を履修する一貫制博士課程を除く。）において、岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号）第36条に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも授与することができる。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、研究科の一貫制博士課程又は博士後期課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院の博士課程を経ない者であっても、本学に学位論文を提出し、研究科の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与するものとする。

(専門職学位の学位授与の要件)

第6条 専門職学位の学位は、研究科の専門職学位課程を修了した者に授与するものとする。

(修士及び博士の学位の申請)

第7条 修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を添え、研究科長に提出するものとする。

2 博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に次の各号に掲げる書類等（第1号及び第2号については、当該電子データを含む。）を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 一 学位論文
- 二 学位論文の要旨
- 三 論文目録
- 四 履歴書

(学位論文)

第8条 学位論文は、自著とし、1篇に限る。ただし、参考として他の論文を提出することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文提出者に、論文の訳文、模型又は標本等の提出を求めることができる。

(在学者の論文提出の時期)

第9条 学位論文（修士の学位の授与を受けようとする者にあつては、特定の課題についての研究の成果を含む。第12条及び第13条において同じ。）は、在学期間中に提出するものとし、その時期は、各研究科において定める。

(審査の付託)

第10条 学長は、博士論文を受理したときは、社会文化科学研究科、環境生命自然科学研

究科、保健学研究科、医歯薬学総合研究科又はヘルスシステム統合科学研究科の教授会に、その審査を付託するものとする。

- 2 前項の規定により審査を付託された教授会は、論文の内容及び専攻科目に関係ある教授又は准教授の中から審査委員3名以上を選出して、論文の審査及び最終試験又は学力の確認に関する事項を委嘱するものとする。ただし、必要があるときは、教授会の議を経て、講師を審査委員に充てることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、助教（学長が別に定める要件を満たす者に限る）を審査委員に充てることができる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、他の大学の大学院又は研究所等の教員等を審査委員として加えることができる。

（審査期間）

第11条 修士論文等は、提出者の在学期間中に審査を終了するものとする。

2 博士論文は、受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。

（最終試験）

第12条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目につき筆答又は口頭によって行うものとする。

（論文の不返還）

第13条 提出された学位論文は、返還しない。

（合否の議決等）

第14条 博士論文の審査、最終試験及び学力の確認の合否の議決は、第10条に規定する審査委員の報告に基づいて教授会で行う。

- 2 前項に規定する合否の議決をするには、教授会の構成員である教授の2分の1以上が出席し、かつ、構成員の2分の1以上であってその定める割合以上の出席を要し、無記名投票により、出席者の半数以上であってその定める割合以上の賛成がなければならない。

（研究科長の報告）

第15条 教授会において修士又は博士の学位を授与すべきものと議決したときは、研究科長は、速やかに次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を学長に報告しなければならない。

一 授与する学位

二 授与する年月日

三 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別

四 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨

五 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は学力の確認を担当した機関に関する事項

- 2 学位を授与できないと議決した者については、その旨を学長に報告する。

（学位の授与）

第16条 学長は、学位を授与すべきものと認めた者には、学位記を交付して学位を授与し、前条第2項の報告に基づき、学位を授与すべきでないと認めた者には、その旨を通知する。

- 2 前項の規定により、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、学位規則第12条に定める様式により文部科学大臣に報告するものとする。

（専攻分野の付記等）

第17条 前条第1項の規定により授与する学位には、次項に定めるものを除き、別表第1に定めるところにより専攻分野の名称を付記するものとする。

- 2 専門職学位課程を修了した者に対し授与する学位は、別表第2に定めるところによる。

（学位の名称）

第18条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「岡山大学」と付記するものとする。

（第5条第2項の規定に基づく学位の授与）

第19条 第5条第2項の規定により博士の学位を受けようとする者は、所定の学位申請書に第7条第2項各号に掲げるもののほか論文審査手数料57,000円を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の一貫制博士課程又は博士後期課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に博士の論文を提出した場合には、論文審査手数料を免除することができる。

2 学力の確認は、口頭試問及び筆答試問によって行い、外国語については、2種類を課するものとする。ただし、外国語について教授会が特別の事由があると認めるときは、1種類のみとすることができる。

3 研究科の一貫制博士課程に5年（医学、歯学及び薬学を履修する一貫制博士課程にあつては、4年）又は博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、大学院に再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、第5条第2項の規定によらなければならない。ただし、退学後5年以内の者は、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有する者とみなし、前項に規定する学力の確認のための試問を免除する。

4 既納の論文審査手数料は、返還しない。

（論文要旨等の公表）

第20条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（学位論文の公表）

第21条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位の授与を受ける前にすでに公表しているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。

3 第1項本文の場合は、「岡山大学審査学位論文」と明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う前3項の規定による公表は、本学の関係部署の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

（学位授与の取消）

第22条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、教授会の議を経て学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教授会が前項の規定による議決を行う場合には、第14条第2項の規定を準用する。

（学位記の様式）

第23条 学位記の様式は、別紙様式第1から別紙様式第6までのとおりとする。

（雑則）

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は、各学部及び各研究科において定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成27年3月1日前に、学生の募集を停止した研究科又は専攻（以下「旧研究科等」という。）に在学する学生が、同日以後に同研究科等を修了した場合に授与する学位記の学位及び学位に付記する専攻分野の英文名称は、次表のとおりとする。

学位	旧研究科等 (英文名称)	専攻分野の 名称	学位及び学位に付記する専攻分野の 英文名称
----	-----------------	-------------	--------------------------

修士	自然科学研究科 (Graduate School of Natural Science and Technology)	農学	Master of Agriculture
	環境学研究科 (Graduate School of Environmental Science)	環境学 学術	Master of Environmental Science Master of Philosophy
博士	医歯学総合研究科 (Graduate School of Medicine and Dentistry)	医学 歯学 学術	Doctor of Philosophy in Medical Science Doctor of Philosophy in Dental Science Doctor of Philosophy
	自然科学研究科 (Graduate School of Natural Science and Technology)	農学	Doctor of Philosophy in Agriculture
	環境学研究科 (Graduate School of Environmental Science)	環境学 学術	Doctor of Philosophy in Environmental Science Doctor of Philosophy

(中 略)

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の規定にかかわらず、令和3年度以前に環境理工学部に入学者については、以下のとおりとする。

<u>学位</u>	<u>学部，研究科 (英文名称)</u>	<u>専攻分野 の名称</u>	<u>学位及び学位に付記する専 攻分野の 英文名称</u>
	<u>環境理工学部 (School of Environmental Science and Technology)</u>	<u>環境理工 学 学術</u>	<u>Bachelor of Environmental Science and Technology</u> <u>Bachelor of Arts and Sciences</u>

- 改正後の別表第1の規定にかかわらず、令和4年度以前に自然科学研究科及び環境生命科学研究所に入学した者については、なお従前の例による。
- 改正前の別表第1の自然科学研究科及び環境生命科学研究所に係る第5条第2項の規定による学位の授与については、環境生命自然科学研究科の博士後期課程を修了した者に対し学位を授与するまでの間、なお従前の例による。
- 環境生命自然科学研究科に係る第5条第2項の規定による学位の授与については、同研究科の博士後期課程を修了した者に対し学位を授与した後に、行うものとする。

別紙様式第 1

学士の学位記（グローバル・ディスカバリー・プログラムコースの課程を修めて本学を卒業した者を除く者に授与する様式）

<p style="text-align: center;">Okayama University Okayama, Japan</p> <p>by authority of the President and on the recommendation of the School hereby confers upon</p> <p>Name Date of Birth:</p> <p style="text-align: center;">the Degree of Bachelor of ○○ for satisfactory completion of the course of study in the ○○○○ ○○○○</p> <p>In evidence whereof this diploma is awarded and attested by the seal of the University and the signatures</p> <p style="text-align: right;">○○ ○, ○○○○</p> <p>Degree Number: ○○○○○</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 60px;">大 学 印</div> <p style="text-align: right;">Signature President, Okayama University</p> <p style="text-align: right;">Signature Dean, ○○</p> <p>Official Seal of Okayama University</p>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記 氏 名</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 60px;">学 部 印</div> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>本学○○学部○○学科所定の課程を修め たことを認める</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">岡山大学○○学部長 ㊟</p> <p>本学の卒業を認め学士（○○）の学位を授 与する</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 60px;">大 学 印</div> <p style="text-align: right;">岡山大学長 ㊟</p>
---	--

別紙様式第 1 - 2

学士の学位記（グローバル・ディスカバリー・プログラムコースの課程を修めて本学を卒業した者に授与する様式）

<p style="text-align: center;">Okayama University Okayama, Japan</p> <p>by authority of the President and on the recommendation of the School hereby confers upon</p> <p>Name Date of Birth:</p> <p style="text-align: center;">the Degree of Bachelor of Arts and Sciences for satisfactory completion of the course of study in the Discovery Program for Global Learners</p> <p>In evidence whereof this diploma is awarded and attested by the seal of the University and the signature</p> <p style="text-align: right;">○○○ ○, ○○○○</p> <p>Degree Number: ○○○○○</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 60px;">大 学 印</div> <p style="text-align: right;">Signature President, Okayama University</p> <p>Official Seal of Okayama University</p>	<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>本学グローバル・ディスカバリー・プロ グラムコース所定の課程を修めたので本学 の卒業を認め学士（学術）の学位を授与す る</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 60px;">大 学 印</div> <p style="text-align: right;">岡山大学長 ㊟</p>
---	--

別紙様式第 2

<p style="text-align: center;">Okayama University Okayama, Japan</p> <p>Name Date of Birth:</p> <p>having completed the approved course of study and passed the examinations in the Graduate School of ○○ has been duly admitted to the Degree of</p> <p style="text-align: center;">Master of ○○</p> <p style="text-align: right;">○○○ ○, ○○○○</p> <p>Degree Number: ○○○○○</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 60px;"> 大 学 印 </div> <p style="text-align: center;">Signature President, Okayama University</p> <p>Official Seal of Okayama University</p>	<p style="text-align: right;">修 第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 生</p> <p>本学大学院○○研究科修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士(○○)の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">岡山大学長 ㊟</p>
--	---

備考 博士前期課程を修了した者については、「修士課程」を「博士前期課程」に改め、特定の課題についての研究の成果の審査により学位の授与を受けた者については、「学位論文」を「特定の課題についての研究の成果」に改めるものとする。

別紙様式第 2 - 2

<p style="text-align: center;">Okayama University Okayama, Japan</p> <p>Name Date of Birth:</p> <p>having completed the approved course of study equivalent to a master's course and passed the examinations in the Division of Earth and Planetary Materials Science of the Graduate School of Natural Science and Technology has been duly admitted to the Degree of</p> <p style="text-align: center;">Master of ○○</p> <p style="text-align: right;">○○○ ○, ○○○○</p> <p>Degree Number: ○○○○○</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 60px;"> 大 学 印 </div> <p style="text-align: center;">Signature President, Okayama University</p> <p>Official Seal of Okayama University</p>	<p style="text-align: right;">修 第 号</p> <p style="text-align: center;">学 位 記</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 生</p> <p>本学大学院自然科学研究科地球惑星物質科学専攻において修士課程の修了に相当する要件を満たしたので修士(○○)の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">岡山大学長 ㊟</p>
---	---

別紙様式第3

博士（課程修了）の学位記

<p>Okayama University Okayama, Japan</p> <p>Name</p> <p>Date of Birth:</p> <p>having completed the approved course of study and passed the examinations in the Graduate School of ○○ has been duly admitted to the Degree of</p> <p>Doctor of ○○</p> <p style="text-align: right;">○○○ ○, ○○○○</p> <p>Degree Number: ○○○○○</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 40px;"> 大学印 </div> <p>Official Seal of Okayama University</p> <p style="text-align: right;">Signature President, Okayama University</p>	<p style="text-align: right;">博甲第 号</p> <p style="text-align: center;">学位記</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>本学大学院○○研究科博士課程において 所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">岡山大学長 ㊟</p>
--	--

備考 研究科において必要があると認めた場合は、専攻名を加えること及び主文の次に論文題目を記載することが出来るものとする。

特定プログラムを修了した者については、当該プログラムを修了した旨を付記することが出来るものとする。

別紙様式第4

博士（論文提出）の学位記

<p>Okayama University Okayama, Japan</p> <p>Name</p> <p>Date of Birth:</p> <p>having submitted a dissertation to this university and passed the required examinations has been duly admitted to the Degree of</p> <p>Doctor of ○○</p> <p style="text-align: right;">○○○ ○, ○○○○</p> <p>Degree Number: ○○○○○</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center; line-height: 40px;"> 大学印 </div> <p>Official Seal of Okayama University</p> <p style="text-align: right;">Signature President, Okayama University</p>	<p style="text-align: right;">博乙第 号</p> <p style="text-align: center;">学位記</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p>本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">岡山大学長 ㊟</p>
---	---

備考 研究科において必要があると認めた場合は、主文の次に論文題目を記載することが出来るものとする。

別紙様式第 5

<p style="text-align: center;">Okayama University Okayama, Japan</p> <p style="text-align: center;">by authority of the President and on the recommendation of the School hereby confers upon</p> <p style="text-align: center;">Name Date of Birth:</p> <p style="text-align: center;">the Degree of Juris Doctor for satisfactory completion of the course of study in the School of Law</p> <p>In evidence whereof this diploma is awarded and attested by the seal of the University and the signatures</p> <p style="text-align: right;">○○○ ○, ○○○○</p> <p>Degree Number: ○○○○</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>大学印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>Signature</p> <p>President, Okayama University</p> <p>Signature</p> <p>Dean, School of Law</p> </div> </div> <p>Official Seal of Okayama University</p>	<p style="text-align: center;">法務博士第 号</p> <p style="text-align: center;">学位記</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>法務研 究科印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">本学大学院法務研究科所定の課程を修め たことを認める</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">岡山大学大学院法務研究科長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">本学大学院法務研究科の修了を認め 法務博士（専門職）の学位を授与する</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>大学印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>岡山大学長 ㊟</p> </div> </div>
--	--

別紙様式第 6

<p style="text-align: center;">Okayama University Okayama, Japan</p> <p style="text-align: center;">by authority of the President and on the recommendation of the School hereby confers upon</p> <p style="text-align: center;">Name Date of Birth:</p> <p style="text-align: center;">the Degree of Master of Education for satisfactory completion of the course of study in the Department of Teaching and School Leadership of the Graduate School of Education</p> <p>In evidence whereof this diploma is awarded and attested by the seal of the University and the signatures</p> <p style="text-align: right;">○○○ ○, ○○○○</p> <p>Degree Number: ○○○○</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>大学印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>Signature</p> <p>President, Okayama University</p> <p>Signature</p> <p>Dean, Graduate School of Education</p> </div> </div> <p>Official Seal of Okayama University</p>	<p style="text-align: center;">教職修士第 号</p> <p style="text-align: center;">学位記</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>教育学研 究科印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>氏 名</p> <p>年 月 日生</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">本学大学院教育学研究科教職実践専攻 所定の課程を修めたことを認める</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">岡山大学大学院教育学研究科長 ㊟</p> <p style="text-align: center;">本学大学院教育学研究科教職実践専攻の 修了を認め教職修士（専門職）の学位を授与 する</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>大学印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>岡山大学長 ㊟</p> </div> </div>
---	--

別表第1（第17条第1項関係）

学位に付記する専攻分野の名称

学位	学部，研究科 (英文名称)	専攻分野の 名称	学位及び学位に付記する専攻分野の 英文名称
	文学部 (School of Letters)	文学 学術	Bachelor of Arts Bachelor of Arts and Sciences
	教育学部 (School of Education)	教育学 学術	Bachelor of Education Bachelor of Arts and Sciences
	法学部 (Faculty of Law)	法学 学術	Bachelor of Law Bachelor of Arts and Sciences
	経済学部 (School of Economics)	経済学 学術	Bachelor of Economics Bachelor of Arts and Sciences
	理学部 (School of Science)	理学 学術	Bachelor of Science Bachelor of Arts and Sciences
	医学部 (Medical School)	医学 看護学 保健学 学術	Bachelor of Medicine Bachelor of Nursing Science Bachelor of Health Sciences Bachelor of Arts and Sciences
	歯学部 (Dental School)	歯学	Bachelor of Dentistry
	薬学部 (School of Pharmaceutical Sciences)	薬学 創薬科学 学術	Bachelor of Pharmacy Bachelor of Pharmaceutical Science Bachelor of Arts and Sciences
	工学部 (School of Engineering)	工学 学術	Bachelor of Engineering Bachelor of Arts and Sciences
	農学部 (School of Agriculture)	農学 学術	Bachelor of Agriculture Bachelor of Arts and Sciences
修士	教育学研究科 (Graduate School of Education)	教育学	Master of Arts in Education
	保健学研究科 (Graduate School of Health Sciences)	看護学 保健学	Master of Nursing Science Master of Health Sciences
	社会文化科学研究科 (Graduate School of Humanities and Social Sciences)	文学 法学 経済学 経営学 公共政策学 文化科学 学術	Master of Arts Master of Law Master of Economics Master of Business Administration Master of Public Policy Master of Cultural Sciences Master of Philosophy
	環境生命自然科学研究科	理学	Master of Science

	(Graduate School of Environmental, Life, Natural Science and Technology)	工学 環境学 農学 学術	Master of Engineering Master of Environmental Science Master of Agriculture Master of Philosophy
	医歯薬学総合研究科 (Graduate School of Medicine, Dentistry and Pharmaceutical Sciences)	医科学 公衆衛生学 歯科学 薬科学 学術	Master of Medical Science Master of Public Health Master of Dental Science Master of Pharmaceutical Science Master of Philosophy
	ヘルスシステム統合科学研究科 (Graduate School of Interdisciplinary Science and Engineering in Health Systems)	統合科学	Master of Science in Interdisciplinary studies
博士	社会文化科学研究科 (Graduate School of Humanities and Social Sciences)	文学 法学 経済学 経営学 文化科学 学術	Doctor of Philosophy in Letters Doctor of Philosophy in Law Doctor of Philosophy in Economics Doctor of Philosophy in Business Administration Doctor of Philosophy in Cultural Sciences Doctor of Philosophy
	環境生命自然科学研究科 (Graduate School of Environmental, Life, Natural Science and Technology)	理学 工学 環境学 農学 学術	Doctor of Philosophy in Science Doctor of Philosophy in Engineering Doctor of Philosophy in Environmental Science Doctor of Philosophy in Agriculture Doctor of Philosophy
	保健学研究科 (Graduate School of Health Sciences)	看護学 保健学	Doctor of Philosophy in Nursing Science Doctor of Philosophy in Health Sciences
	医歯薬学総合研究科 (Graduate School of Medicine, Dentistry and Pharmaceutical Sciences)	医学 歯学 薬学 薬科学 学術	Doctor of Philosophy in Medical Science Doctor of Philosophy in Dental Science Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences Doctor of Philosophy in Pharmaceutical Sciences Doctor of Philosophy
	ヘルスシステム統合科学研究科 (Graduate School of Interdisciplinary Science	統合科学	Doctor of Philosophy

and Engineering in Health Systems)		
-------------------------------------	--	--

備考 学士の学位の専攻分野の名称中「学術」については、グローバル・ディスカバリー・プログラムコースの課程を修めて卒業を認定された者を対象とする。

別表第2（第17条第2項関係）

専 門 職 学 位

学位	研究科（英文名称）	学位の英文名称
法務博士（専門職）	法務研究科 (School of Law)	Juris Doctor
教職修士（専門職）	教育学研究科 (Graduate School of Education)	Master of Education

5. 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科規程

Regulation of Graduate School of Medicine, Dentistry and Pharmaceutical Sciences

令和5年3月14日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号。以下「大学院学則」という。）の規定に基づき、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的)

第2条 修士課程及び前期2年の博士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的とする。

2 博士課程及び後期3年の博士課程は、医学、歯学及び薬学の領域において、創造的研究活動を行う上で必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識及び人間性を備えた優れた人材を養成し、もって医学・歯学・薬学の進歩及び人類の健康と福祉の増進に資することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 研究科は、研究科に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努めなければならない。

3 自己評価に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 研究科は、研究科に係る教育研究及び組織運営の状況について、定期的に公表する。

(組織的研修)

第5条 研究科は、研究科を担当する教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学系)

第6条 研究科に、研究科の円滑な運営を図るため、学系を置く。

2 学系に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第7条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する事項をつかさどる。

(副研究科長)

第8条 研究科に、副研究科長を置く。

2 副研究科長は、研究科長を補佐し、研究科長の指示する事項について企画・立案、連絡調整等を行う。

3 副研究科長に関し、必要な事項は、別に定める。

(専攻長)

第9条 研究科の専攻に、必要に応じて専攻長を置くことができる。

2 専攻長は、その専攻に関する事項を整理する。

3 専攻長に関し、必要な事項は、別に定める。

(学系長)

第10条 研究科の各学系に、学系長を置く。

2 学系長は、その学系に関する事項を整理する。

3 学系長に関し、必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第11条 研究科に、岡山大学大学院医歯薬学総合研究科教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育方法)

第12条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第13条 研究科において教育上特別の必要があると認めるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うものとする。

(指導教員)

第14条 授業科目の履修の指導及び研究指導を行うため、各学生ごとに指導教員を定める。

2 各課程における指導教員については、別に定める。

(授業科目及び履修方法)

第15条 研究科における授業科目及び単位数は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

ただし、別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる授業科目のほか、教授会の議を経て特別に授業科目を開設することがある。

2 授業科目の履修方法及び研究指導については、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第16条 学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、長期履修学生としてその計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることがある。

2 長期履修の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第17条 授業の方法については、大学院学則第9条の規定を適用する。

(成績評価基準の明示等)

第17条の2 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定にあたっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(単位修得の認定)

第18条 履修科目の単位修得の認定は、試験の成績又は研究報告の成果等を前条第2項の成績評価基準に照らし、担当教員等が行うものとする。

第19条 削除

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位の計算は、次の基準による。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

三 実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

四 講義及び演習を併用する場合は、15時間の授業をもって1単位とする。

五 演習及び実習を併用する場合は、30時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学修の成果を考慮して単位を授与することが適当と認めるときは、必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(他大学の大学院の授業科目の履修)

第21条 他大学の大学院(外国の大学院又はこれに相当する高等教育機関等(以下「外国の大学院等」という。))を含む。)の授業科目を履修しようとするときは、所定の様式により指導教員を経て、研究科長に願い出るものとし、当該大学との協議に基づき、許可するものとする。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(入学前の既修得単位)

第22条 学生が大学院に入学する前に本学又は他大学院において履修した授業科目について、修得した単位の認定を受けようとするときは、所定の様式により研究科長に願い出て認定を受けるものとする。

2 前項の取扱いについては、別に定める。

(研究指導)

第23条 研究科において教育研究上有益と認めるときは、学生が他の大学の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを当該大学又は研究所等との協議に基づき認めることができる。ただし、博士前期課程及び修士課程の学生については認められる場合には、当該研究指導を受ける期間は1年を超えないものとする。

2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、課程修了の要件となる必要な研究指導とみなすことができる。

(進学)

第24条 本学の大学院修士課程又は大学院博士前期課程を修了して、引き続き博士課程及び博士後期課程に進学を志願する者に対しては、選考の上、教授会の議を経て、進学を許可するものとする。

(転入学)

第24条の2 他の大学の大学院に在籍している者等(大学院学則第24条第1項に規定する者に限る。)で研究科へ転入学を志願する者がある場合は、選考の上、入学を許可することがある。

(転研究科等)

第25条 本学の大学院の他の研究科の学生で、研究科へ転研究科することを志願する者がある場合は、入学資格が同一の研究科の学生に限り、選考の上、転研究科を許可することがある。

2 研究科の学生(博士後期課程を除く)で、他の専攻に転専攻することを志願する者がある場合は、選考の上、転専攻を許可することがある。

(在学期間の通算)

第26条 前2条の規定により転入学又は転研究科等を許可された者の在学期間の通算の認定は、教授会において行う。

(修了要件)

第27条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科の行う学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士後期課程の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、16単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、研究科の行う研究基礎力審査、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は前期2年の課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

3 博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、研究科の行う研究基礎力審査、学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文及び最終試験)

第28条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。

2 学位論文の審査及び最終試験の合格・不合格は、研究科が決定し、その方法は、別に定める。

3 前項の学位論文の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を経て、他の大学の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(学位)

第29条 修士課程及び博士前期課程を修了した者には修士の学位を、博士課程及び博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

2 学位に関する事項は、岡山大学学位規則(平成16年岡大規則第1号)の定めるところによる。

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、修士課程においては医科学、公衆衛生学、歯科学又は学術とし、博士前期課程においては薬科学とする。

4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、博士課程においては医学、歯学、薬学又は学術とし、博

士後期課程においては薬科学又は学術とする。

(科目等履修生)

第30条 本学大学院の学生以外の者で、研究科の授業科目の履修を志願する者があるときは、研究科において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第31条 他の大学の大学院又は外国の大学院等の学生で、研究科の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学又は外国の大学院等との協議に基づき、特別聴講学生として履修を認めることができる。

(研究生)

第32条 研究科において特定の事項について研究を希望する者があるときは、研究科の研究及び設備に支障がない限り、研究科において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

(特別研究学生)

第33条 他の大学の大学院又は外国の大学院等の学生で、本学の大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学又は外国の大学院等との協議に基づき特別研究学生として受け入れることができる。

(雑則)

第34条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、教授会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(中 略)

附 則

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和4年度以前の入学者については、改正後の別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 修士課程課程表

授 業 科 目	単位数
医歯科学概論	2
生命倫理学	1
人体構造学	2
人体生理学	2
生化学	2
病理病態学	2
総合薬理学	2
生体材料学	2
社会医歯科学	2
臨床医歯科学概論	2
人体解剖学実習	1
医科学実習Ⅰ	4
医科学実習Ⅱ	4
歯科学実習Ⅰ	4
歯科学実習Ⅱ	4
分子医科学演習	2
生体防御医学演習	2
再生医療学演習	2
細胞組織工学演習	2
臨床治験学演習	2
医療情報学演習	2
脳神経科学演習	2
病態機構学演習	2
口腔機能再建学演習	2
口腔病態学演習	2
口腔健康発育学演習	2
公衆衛生学概論	2
研究方法概論	2
疫学基礎論	2
疫学応用論	2
生物統計学基礎論	2
疫学統計分析・演習Ⅰ	2
疫学統計分析・演習Ⅱ	2
環境・産業保健論	2
社会疫学特論	2
医療政策論	2
論文の批判的吟味Ⅰ	2
論文の批判的吟味Ⅱ	2
予防医学	2
食中毒調査方法論	2
質的研究方法論	2
公衆衛生学研究演習Ⅰ	4
公衆衛生学研究演習Ⅱ	4
グローバル・プレゼンテーション1	1
グローバル・プレゼンテーション2	1

履修方法：

指導教員の指導により、30単位以上を修得すること。

なお、履修に関し必要な事項は、別に定める。

別表第2 博士課程課程表

専攻共通科目

授 業 科 目	単位数
研究方法論基礎	4
研究方法論基礎	3
研究方法論基礎	2
研究方法論基礎	1
研究方法論応用	4
研究方法論応用	3
研究方法論応用	2
医療倫理と法律的・社会的問題	0.5
医療対話学（コミュニケーションスキル）	0.5
医療データサイエンス	2
疫学	2
がん微小環境学 基礎	2
悪性腫瘍の管理と治療	1
がんチーム医療実習	0.5
医療情報学	0.5
最先端薬学研究概論	2

専門科目 1

授 業 科 目	単位数
統計パッケージ演習	2
脳卒中特論	2
心筋梗塞特論	2
メタボリックシンドローム・肥満症特論	2
アンチエイジング特論	2
臨床老年医学特論	2
がん微小環境治療学	2
がんのベーシックサイエンス・臨床薬理学	1
がんの病理診断・放射線診断学	0.5
臓器別がん治療各論	2
がん緩和治療	0.5
アカデミック GP 養成統合科目	2
G L O C A L 感染症特論	2
G L O C A L 質的研究方法論	2
臨床研究・予防医学実践論	2
統計学理論	2
社会疫学	2
メディカルデータサイエンスイノベーター養成科目	2
医学A I 概論	2
医学A I 応用特論 1	2
医学A I 応用特論 2	2
医学A I セミナー	2
グローバル医学教育実習	1
臨床腫瘍学実習 I	8
臨床腫瘍学実習 II	8
歯科臨床専門医プラクティカムA	2
歯科臨床専門医プラクティカムB	2
最新歯科医学各論	2
臨床研究デザインワークショップ（演習）	2
イノベティブ・デンティストリー特論	2
口腔ケア・摂食嚥下機能評価・栄養学特論	2
グローバル歯学教育実習	1
毒性学特論	2
疾患薬理制御科学特論	2

健康情報科学特論	2
薬効解析学特論	2
臨床薬物動態学特論	2
炎症薬物学特論	2
国際感染症制御学特論	2
臨床病態診断学特論	2
救急災害薬学特論	2
衛生微生物化学特論	2
構造生物薬学特論	2
精密有機合成化学特論	2
臨床薬理学特論	2
創薬有機化学特論	2
天然物化学特論	2
合成医薬品開発学特論	2
生体機能分析学特論	2
生体膜生理化学特論	2
膜輸送分子生物学特論	2
薬物動態制御学特論	2
分子生物学特論	2
生体物理化学特論	2
最先端薬学研究実習	2
医歯薬学プレゼンテーション・プラクティス	2
課題研究	4
グローバル・プレゼンテーション1	1
グローバル・プレゼンテーション2	1

専門科目 2

授業科目群	授 業 科 目	単位数	
		実習	演習
医学実習	細胞組織学	8	4
医学演習	人体構成学	8	4
	脳神経機構学	8	4
	細胞生理学	8	4
	システム生理学	8	4
	生化学	8	4
	分子医化学	8	4
	薬理学	8	4
	病理学（免疫病理）	8	4
	病理学（腫瘍病理）	8	4
	病原細菌学	8	4
	病原ウイルス学	8	4
	疫学・衛生学	8	4
	公衆衛生学	8	4
	免疫学	8	4
	法医学	8	4
	分子腫瘍学	8	4
	腫瘍微小環境学	8	4
	細胞生物学	8	4
	組織機能修復学	8	4
	消化器・肝臓内科学	8	4
	血液・腫瘍・呼吸器内科学	8	4
	腎・免疫・内分泌代謝内科学	8	4
	精神神経病態学	8	4
	小児医科学	8	4
	小児医科学（発達神経病態学）	8	4
	消化器外科学	8	4
	呼吸器・乳腺内分泌外科学	8	4

	整形外科	8	4
	皮膚科学	8	4
	泌尿器病態学	8	4
	眼科学	8	4
	耳鼻咽喉・頭頸部外科学	8	4
	放射線医学	8	4
	産科・婦人科学	8	4
	麻酔・蘇生学	8	4
	脳神経外科学	8	4
	総合内科学	8	4
	循環器内科学	8	4
	心臓血管外科学	8	4
	脳神経内科学	8	4
	救命救急・災害医学	8	4
	形成再建外科学	8	4
	老年医学	8	4
	臨床遺伝子医療学	8	4
	臨床薬理学	8	4
歯学実習	口腔形態学	8	4
歯学演習	口腔機能解剖学	8	4
	口腔生理学	8	4
	口腔生化学	8	4
	口腔病理学	8	4
	口腔微生物学	8	4
	歯科薬理学	8	4
	生体材料学	8	4
	応用情報歯学	8	4
	歯科保存修復学	8	4
	歯周病態学	8	4
	インプラント再生補綴学	8	4
	咬合・有床義歯補綴学	8	4
	歯科矯正学	8	4
	顎口腔再建外科学	8	4
	口腔顎顔面外科学	8	4
	歯科放射線学	8	4
	予防歯科学	8	4
	小児歯科学	8	4
	歯科麻酔・特別支援歯学	8	4
	総合歯科学	8	4
薬学実習	毒性学	8	4
薬学演習	疾患薬理制御科学	8	4
	健康情報科学	8	4
	薬効解析学	8	4
	臨床薬物動態学	8	4
	炎症薬物学	8	4
	国際感染症制御学	8	4
	臨床病態診断学	8	4
	救急災害薬学	8	4
	衛生微生物化学	8	4
	構造生物薬学	8	4
	精密有機合成化学	8	4
	臨床薬理学	8	4

履修方法

指導教員の指導により、必修科目を含め 30 単位以上を修得すること。

なお、履修に関し必要な事項は、別に定める。

別表第 3 博士前期課程及び博士後期課程課程表 (省略)

